建設アスベスト被害者補償基金制度の早期実現と全面解 決を求める意見書

アスベスト(石綿)を大量に使用したことによるアスベスト被害は、 多くの建設作業従事者や国民に広がり、現在でも、建物の改修工事、 解体工事に伴いアスベストの飛散が発生している。

建設現場でアスベスト(石綿)を吸い込み、肺がんや中皮腫などを発症した被害者とその遺族が、国と建材メーカーに損害賠償などを求めた訴訟は、2020年12月14日に最高裁第1小法廷が、国の上告を棄却しアスベスト被害訴訟判決が確定した。

今年で13年目となるいわゆる建設アスベスト訴訟は、全国の地方裁判所、高等裁判所で国の責任を15件連続で認めたが、アスベスト被害者が亡くなる事例もあり、早期解決を願う被害者や遺族の思いを看過することはできない。

よって、福生市議会は、政府及び国会に対し、専門医の充実と医療技術の進歩を図るとともに、アスベスト被害者補償基金制度の早期実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月18日

福生市議会議長

清 水 義 朋

内 厚 国 環 議 院 議 院 議 泰 議 続 議 長

様